

令和8年度富士山静岡空港インバウンド旅行者動態調査分析業務委託仕様書

1 業務名称

令和8年度富士山静岡空港インバウンド旅行者動態調査分析業務委託

2 業務目的

本業務は、富士山静岡空港及び成田国際空港等その他の国際空港を経由して静岡県を訪れるインバウンド旅行者を主な対象として、移動実態、訪問地、利用交通手段、移動上の課題及び潜在的な周遊ニーズを把握し、今後の富士山静岡空港二次交通の改善や更なる県内周遊観光促進に寄与する基礎資料として整理することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年1月29日(金)まで

4 業務内容

富士山静岡空港及び成田空港等その他の国際空港を経由して静岡県を訪れるインバウンド旅行者を主な対象として、動態データに基づく調査分析を実施する。

調査手法、調査項目等は以下を参考にする。なお、より目的に適した成果が得られると見込まれる場合は、別の調査手法、調査項目等で代替しても構わないが、内容については県と調整すること。

(1) 人流データによるインバウンド旅行者の動線分析

国や県の既存統計と民間事業者の提供する各種通信データ・動態データ等（例えば、携帯基地局やGPS 位置情報、経路検索アプリ結果など）の人流データを活用して、インバウンド旅行者の主要な旅行動線を国籍等属性別や季節毎などパターン別に現状分析すること。さらに、特定した主要な旅行動線及び動線上においてインバウンド旅行者が集積するポイント（交通結節点、観光地、宿泊地等）を可視化すること。

また、富士山静岡空港における県民等の利用動向もあわせて分析すること。

【国や県の既存統計（例）】

- ・観光庁インバウンド消費動向調査「個票データ」
https://www.mlit.go.jp/kankocho/tokei_hakusyo/gaikokujinshohidoko.html
- ・国土交通省 FF-Data（訪日外国人流動データ）貸出用データベース
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_fr_000022.html
- ・国土交通省航空旅客動態調査（国内線旅客）、国際航空旅客動態調査（国際線旅客）
https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk6_000001.html
- ・法務省出入国管理統計（出入（帰）国者数）
https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_nyukan.html
- ・富士山静岡空港の利用状況（月別路線別搭乗者数等）
<https://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/about-airport/data/situation/>

- ・静岡県観光デジタル情報プラットフォーム

<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoseisaku/1079848.html>

- ・静岡県データ分析プラットフォームの閲覧可（閲覧希望の場合は県に事前に申し出ること）

（２）定性調査（アンケート調査）による詳細分析、課題・ニーズ把握

（１）で分析した旅行動線のさらなる具体化及び潜在的な移動・周遊ニーズ、現状の課題等を把握するため、多言語対応可能な調査員によるインバウンド旅行者へのアンケート調査を実施し、定性的な情報を収集・分析すること。

調査場所は、富士山静岡空港及び、県内主要駅、主要観光施設等の複数箇所を想定しているが、その他にも有効な場所がある場合は提案すること。サンプル数は統計的に有意なサンプル調査となるよう留意すること。

調査項目は以下を想定しているが、その他にも有効な調査項目がある場合は提案すること。

- ・属性（国籍、性別、年齢、同行者、訪日/訪静回数等）
- ・旅行動態（入出国(経路)空港、交通手段、訪問地、宿泊地、周遊ルート等）
- ・旅行目的、旅行手配方法、旅行情報源等
- ・空港二次交通に対する要望・意見等

（３）調査分析結果の取りまとめ・報告書作成

（１）及び（２）の調査結果を踏まえ、県内における観光動線のあり方を整理するとともに、富士山静岡空港二次交通の実証運行ルート候補を抽出し、最適な観光動線構築に向けた基礎資料として取りまとめること。

取りまとめにあたっては、デザインや表現を工夫し、地図・グラフ化、国籍別ペルソナ化、パターン類型化など体系的に整理した理解しやすい資料を作成すること。資料の構成等については、県と調整すること。

調査分析結果について、令和８年１０月を目処に中間報告を行い、最終的にパワーポイント形式にて全体報告書として取りまとめること。

５ 成果物の提出

（１）成果品

- ・業務報告書（Word A4版で作成のこと）１部。
- ・調査分析結果レポート（Power Point 形式で作成のこと）１部。
- ・上記に係る写真、図案等のデータが保存された電子媒体（Microsoft Word 又は Power Point 形式及びこれらをPDF形式に変換し、CD-R等に保存したものとする。なお、これらのソフトによらない場合は、県と協議すること）１部。
- ・成果品は、別に定める委託業務完了報告書に付して提出するものとする。
- ・その他、成果品として必要と認められるもの。

（２）提出期限

令和９年１月２９日(金)までとする。

6 成果品の帰属

- (1) 本業務により作成された成果品に関する全ての権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、県に帰属する。著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 県は成果品について、加工及び二次利用できるものとする。

7 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、事業実施に必要と認められる場合については、県と協議した上で、受託者が業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

なお、第三者に委託する予定がある場合は、企画提案の応募時にその内容を明らかにすること。

8 その他

- (1) 本仕様書にないものは県及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、県等との連絡体制を緊密に行うため、専属の担当者を置くこと。
- (3) 受託者は、業務の内容及び範囲について県と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時、県に報告するとともに、定期的な打合せにより協議、調整を行うこと。
- (5) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (6) 製作物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (7) 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じること。
- (8) 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公明性を確保して業務に当たること。
- (9) 本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、県に発生原因及び経過等を速やかに報告し、県の指示に従うこと。
- (10) 本業務は、観光庁「オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業」を活用して実施することを想定していることから、公募要領 (https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo08_00057.html)、交付要綱等に基づき適正に処理するとともに、必要な手続きについて支援を行うこと。